

第1章 総則

[災害から住民を守るための基本方針]

第1節 計画の目的と構成

第1 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼす恐れのある風水害等の災害に対処するため、市内での災害に係る災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に関し、登米市、宮城県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、風水害等の防災対策を総合的かつ計画的に推進し、市民の生命、身体、財産を保護し、また、被害を軽減することを目的とする。

また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていく。

第2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により「登米市地域防災計画」の「風水害等災害対策編」として、登米市防災会議が作成する計画であり、登米市の地域における風水害等の防災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。また、この計画は、市及び防災関係機関がとるべき風水害等防災対策の基本的事項及びこれら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示すものであり、市及び防災関係機関は、この計画に基づき具体的な計画を定め、その推進を図る。市では、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして、国や地方公共団体等行政の施策としての「公助」が適切に役割分担されている防災協働社会の形成による減災の観点に立ち、風水害等の防災対策を推進する。

第3 計画の習熟

この計画は、市職員及び防災関係機関等に周知するとともに、市民にも理解を得ることとする。また、市及び防災関係機関は、平素から所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な研修、訓練並びに市民参加の防災訓練等の実施などを通じて、この計画の習熟等に努め、災害への対応能力を高める。

第4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定により、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正し、風水害等の防災対策の確立に万全を期す。特に国の防災基本計画及び宮城県地域防災計画の見直しを踏まえ、その修正内容を検討し、修正可能なものから、「登米市地域防災計画（風水害等対策編）」の見直しに反映する。

本計画作成時点でも、国等において、様々な観点から検討が行われており、国等の検討結果等を受けて見直す必要があるものについては、再度見直しを図る。

第5 計画の構成

- 1 本編は、本編と資料編で構成する。
- 2 本計画の構成は、次のとおりとする。

第1章 総則

第2章 災害予防対策

第3章 災害応急対策

第4章 災害復旧・復興対策

- 3 他編の準用と読替え

登米市地域防災計画地震災害対策編（以下「地震編」という。）を準用する場合には、別に定める場合を除き、必要に応じて、以下のとおり適宜読み替える。

読み替えられる字句	読み替える字句
地震	災害
地震災害	災害
地震・津波	災害
地震・津波被害	災害
震災	災害
耐震化	安全化

第2節 防災ビジョン

防災ビジョンは、市民を災害から守るための基本的な考え方を設定するものであり、地域防災計画の柱となることから、登米市総合計画を基に、登米市地域防災計画の防災ビジョンを設定する。

平成7年1月17日に兵庫県南部で発生した「阪神・淡路大震災」は、6,434人もの尊い人命を奪うとともに、住家全壊が104,906棟、住家半壊が144,274棟など戦後最悪の地震被害をもたらした。この地震は、震災対策の緊急性と重要性を国民全体に改めて認識させるとともに、数々の教訓を残した。

また、平成15年7月26日発生 of 「宮城県北部連続地震」、平成16年10月23日発生 of 「新潟県中越地震」、平成17年8月16日発生 of 「宮城地震」、平成23年3月11日14時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0という国内観測史上最大規模の「東北地方太平洋沖地震」等相次いで大規模な地震が発生し、住民の生命、財産に多大な被害を与えている。

一方、近年、局地的な集中豪雨が頻発しており、これも住民の生命、財産に多大な被害を与えている。これに関連して、平成13年、平成17年及び平成27年と水防法が改正され、洪水・土砂災害対策の強化が提唱された。特に平成27年9月の関東・東北豪雨では、宮城県内に初めて大雨特別警報が発表され、各地に大きな被害をもたらした。また、令和元年東日本台風に伴う災害により関東・甲信越・東北の広範囲にわたって甚大な被害が発生し、災害救助法が適用されるに至った。

登米市は合併により市域が拡大し、さまざまな地域特性を持っている。そのため、想定される災害の規模も大きくなる可能性を持っていることから、きめ細やかな対策が必要となる。

登米市地域防災計画は、こうした状況を受けて、すべての市民が安全に安心して暮らせるやすらぎのあるまちづくりを目標に、以下に示す3つの重点施策のもと、18の推進事項を設定する。

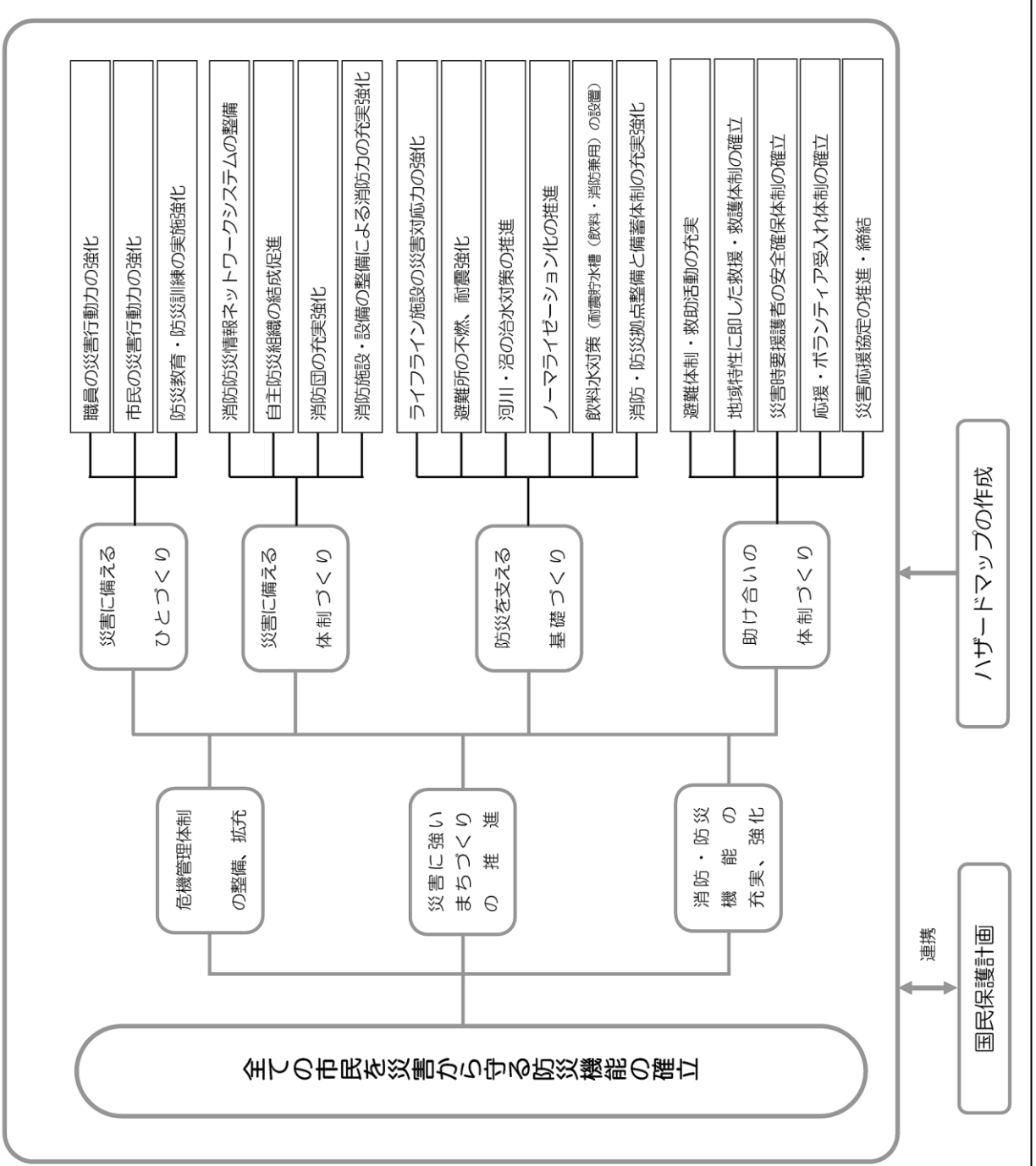
□ 登米市防災ビジョン

[まちづくりの将来像] [まちづくりの基本方向]

「夢・大地 みんなが愛する水の里」 <活き生き健康都市 登米>

安全に安心して暮らせるまちづくり

[防災ビジョン(登米市地域防災計画)]



第3節 各機関の役割と業務大綱

地震災害対策編 第1章の「第2節 各機関の役割と業務大綱」を準用する。

第4節 市の概況

地震災害対策編 第1章の「第3節 市の概況」を準用する。

第5節 災害被害想定

第1 既往災害の整理

合併以降の登米市の主な風水害等による災害履歴は、次のとおりである。

地域	風水害等
迫	平成27年9月10日～12日 台風18号 11日 3時20分 大雨特別警報発表
	令和元年10月12日～13日 台風19号 12日 15時00分 警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始発令 12日 21時00分 警戒レベル4 避難勧告発令 床上浸水：3戸 床下浸水：62戸
登米	平成27年9月10日～12日 台風18号 11日 3時20分 大雨特別警報発表
	令和元年10月12日～13日 台風19号 死者1名 12日 15時00分 警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始発令 12日 16時00分 警戒レベル4 避難勧告発令 床上浸水：11戸 床下浸水：11戸
東和	平成27年9月10日～12日 台風18号 11日 3時20分 大雨特別警報発表
	令和元年10月12日～13日 台風19号 12日 15時00分 警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始発令 12日 16時00分 警戒レベル4 避難勧告発令 床上浸水：17戸 床下浸水：34戸
中田	平成27年9月10日～12日 台風18号 11日 3時20分 大雨特別警報発表
	令和元年10月12日～13日 台風19号 12日 15時00分 警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始発令 12日 21時00分 警戒レベル4 避難勧告発令
豊里	平成27年9月10日～12日 台風18号 11日 3時20分 大雨特別警報発表
	令和元年10月12日～13日 台風19号 12日 15時00分 警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始発令 12日 21時00分 警戒レベル4 避難勧告発令 床下浸水：4戸

地域	風 水 害 等
米山	<p>平成27年9月10日～12日 台風18号 11日 3時20分 大雨特別警報発表</p> <p>令和元年10月12日～13日 台風19号 12日 15時00分 警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始発令 12日 21時00分 警戒レベル4 避難勧告発令 床下浸水：8戸</p>
石越	<p>平成27年9月10日～12日 台風18号 11日 3時20分 大雨特別警報発表</p> <p>令和元年10月12日～13日 台風19号 12日 15時00分 警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始発令 12日 21時00分 警戒レベル4 避難勧告発令</p>
南方	<p>平成27年9月10日～12日 台風18号 11日 3時20分 大雨特別警報発表</p> <p>令和元年10月12日～13日 台風19号 12日 15時00分 警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始発令 12日 21時00分 警戒レベル4 避難勧告発令</p>
津山	<p>平成21年10月8日 台風18号 一部損壊：1戸 床上浸水：43戸 床下浸水：33戸 避難勧告：横山地区328世帯</p> <p>平成27年9月10日～12日 台風18号 11日 3時20分 大雨特別警報発表</p> <p>令和元年10月12日～13日 台風19号 負傷者2名 12日 15時00分 警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始発令 12日 16時00分 警戒レベル4 避難勧告発令 床上浸水：70戸 床下浸水：112戸</p>

第2 登米市における風水害等被害想定

北上川水系北上川、旧北上川及び迫川の浸水想定区域図。

